



特許審査に関する品質ポリシー

国際的に信頼される質の高い特許権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です。

この品質ポリシーは、こうした質の高い特許権の設定に向けた特許審査^(注)の品質管理の基本原則を示したもので、特許庁は、この品質ポリシーに基づいて、世界最高品質の特許審査の実現に取り組みます。特許審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則に従って審査業務を遂行します。

(注) 発明の審査 (PCT国際出願に関する国際調査及び国際予備審査を含む。) 及び実用新案技術評価書の作成を意味する。

強く・広く・役に立つ特許権を設定します：

特許庁は、グローバルな知的財産保護を支援すべく、後に無効にならない強さと発明の技術レベルや開示の程度に見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な特許権を設定します。

幅広いニーズや期待に応えます：

特許庁は、我が国社会の利益及び特許制度に関わる方々の満足に資するよう、特許審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重していきます。特許審査に関わる全ての職員は、出願人・代理人等との意思疎通を積極的に図りつつ、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある特許審査を行います。

全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組みます：

特許庁は、特許審査に関わる全ての職員の質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の特許審査の質の向上に向けた取組を推進します。また、特許制度に関わる方々と協力関係を確保し、協働して特許審査の質の維持・向上を図ります。

国際的な特許審査の質の向上に貢献します：

特許庁は、特許審査に関する国際的な取組を積極的に推進するとともに、有用な審査情報を海外の特許庁に提供することにより、国際的な特許審査の質の向上に貢献します。

継続的に業務を改善します：

特許庁は、世界最高品質の特許審査を継続的に提供するために、現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善していきます。

職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日常業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、特許審査に関わる全ての職員の自主的な研さんを奨励し、職員の知識・能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。



意匠審査に関する品質ポリシー

国際的に信頼される質の高い意匠権は、円滑かつグローバルな事業展開を支援し、イノベーションを促進する上で重要です。

この品質ポリシーは、こうした質の高い意匠権の設定に向けた意匠審査の品質管理の基本原則を示したもので、特許庁は、この品質ポリシーに基づいて、世界最高品質の意匠審査の実現に取り組みます。意匠審査に関わる全ての職員は、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則に従って審査業務を遂行します。

強く・広く・役に立つ意匠権を設定します：

特許庁は、グローバルな知的財産保護を支援すべく、後に無効にならない強さと意匠の創作レベルに見合う権利範囲の広さを備え、世界に通用する有用な意匠権を設定します。

幅広いニーズや期待に応えます：

特許庁は、我が国社会の利益及び意匠制度に関わる方々の満足に資するよう、意匠審査に対する幅広いニーズや期待を把握し尊重していきます。意匠審査に関わる全ての職員は、出願人・代理人等との意思疎通を積極的に図りつつ、条約・法令及び審査基準等の指針に従い、公平性、透明性及び一貫性のある意匠審査を行います。

全ての職員が、関係者とも協力しつつ質の向上に取り組みます：

特許庁は、意匠審査に関わる全ての職員の質の向上に対する意識を高め、職員が参画する日々の意匠審査の質の向上に向けた取組を推進します。また、意匠制度に関わる方々と協力関係を確保し、協働して意匠審査の質の維持・向上を図ります。

国際的な意匠審査の質の向上に貢献します：

特許庁は、意匠審査に関する国際的な取組を積極的に推進するとともに、有用な審査情報を海外の特許庁に提供することにより、国際的な意匠審査の質の向上に貢献します。

継続的に業務を改善します：

特許庁は、世界最高品質の意匠審査を持続的に提供するために、現状把握に努めつつ柔軟に各種施策を企画・立案し、業務を改善していきます。

職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日常業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、意匠審査に関わる全ての職員の自主的な研さんを奨励し、職員の知識・能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。

平成26年8月 特許庁



商標審査に関する品質ポリシー

商標は、商取引において、自己の商品・役務を他人の商品・役務と識別するための標識であり、商品・役務の一定の品質又は質を保証し、また、商品・役務の廣告宣伝の役割を果たすものです。

事業者の商標権の活用を通じてその商標が役割を發揮し、消費者が商標を信頼して消費活動を円滑に行うことができるようになるために、商標審査において、法令及び商標審査基準の下、出願された商標の識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する審査を行うことが必要です。

この品質ポリシーは、現在、商標審査が直面している課題を解決し、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示したもので

特許庁における商標審査に関わる職員一人一人が、幹部のリーダーシップ及び参画の下、強い責任感と意欲を持ち、以下の基本原則にのっとって審査業務を遂行します。

ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化に貢献します：

特許庁は、適切な審査及び権利付与を行うことにより、商標権の適切な活用を通じた商標の役割の発揮、ひいては、ブランドの保護育成及び消費者の消費活動の円滑化に貢献します。

一貫性及び客観性を有する審査を行います：

特許庁は、条約、法令及び商標審査基準等の指針に従い、識別性や類似性等に関して、商取引の実態を十分に調査し、一貫性及び客観性を有する商標審査を行います。

出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります：

特許庁は、商標審査の透明性及び予見可能性を高めるため、恒常的に商標審査基準等の指針の見直しを検討します。また、審査官一人一人は、審査内容に関する説明責任を果たすべく、論理的で説得力を有した、かつ、権利取得を支援する、分かりやすい拒絶理由通知書等を作成します。これらを通じ、出願人・代理人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります。

国内外の関係者と積極的に情報を共有し、審査の質の向上に取り組みます：

特許庁は、商標制度に関わる方々や海外商標庁等と情報を共有し、それらの情報を積極的に取り入れ、商標審査の質を向上するための施策に取り組みます。

継続的に業務を改善します：

商標審査に関わる職員一人一人は、日々の審査業務や審査マネジメント業務に関して、現状に満足することなく、常に検討・評価し、業務の改善を実践します。

職員の知識・能力を向上させます：

特許庁は、日々の業務や研修を通じて人材の育成を図るとともに、商標審査に関わる職員一人一人は、自主的な研さんを行うことにより、業務遂行に必要となる知識及び能力の向上を図ります。

特許庁は、この品質ポリシーを定期的にレビューし、その合理性と実効性を常に維持・向上していきます。